

農薬・肥料

中国法規コンサルティング

中国の農薬に関する法規対応について

農薬を中国へ輸出版売の際は、農薬管理条例及びそれに関わる弁法に従って対応しなければなりません。
また申請する農薬の内容により、準備する資料、実施する試験等が異なり、個別登記毎のカスタムメイドなサービスになります。
弊社では今までの実績からお客様によりご満足頂けるご提案を実現しております。

・農薬登記申請に関する業務

原薬登記、製剤登記、その他登記証の内容に関する申請など、中国の農薬に関する法対応について、
弊社の今までの経験に基き、お客様にコンサルサービスを提供致します。
農薬の申請は、提出後の資料の補充追加が出来ず、審査結果も明確であるため、事前準備と農業部の情報を的確に把握すること、
また経験が非常に重要になってきます。
弊社ではより可能性の高い方法を模索しながら、また時には農業部からの指導のもと、お客様に情報を展開しながら、
的確に迅速に申請作業を進めていきます。

・試験用サンプル封印、中国への農薬サンプル輸出業務

中国の試験で使用される農薬のサンプルは省レベルの農薬検定所(ICAMA)により封印され、中国の検査所にて
品質検査書を添付しなければなりません。弊社では、試験の手配と同時にこちらの業務も承っております。
また中国へ農薬サンプル輸出する場合も、農薬検定所(ICAMA)を通じ手配し、製品には品質保証証を添付しなければなりません。
弊社では、お客様の指定の中国の送り先に、農薬サンプルを届けるサービスもご提供致します。

・中国の農薬購入と日本への発送業務

日本での研究用途などで、中国農薬が必要な場合、
中国農薬の購入から日本への発送の手配まで、
承ります。また運送会社が取り扱いが可能であるかの検査で
あるDGM検査費や、商品の梱包も含めて中国側で
準備の手配致します。





中国の肥料に関する法規対応について

中国へ肥料の輸出、また中国で肥料を販売する際は、備案（届け出）または登記が必要になります。
備案（届け出）の場合は、備案受理番号が発行され、登記は登記証が発行され活動可能となります。
ただし、中国で登記や備案を行う製品は原産地での登記状況資料を求められるため、
日本製品の場合は、日本で販売の認められた製品のみ申請が可能です。

弊社では、記載方法から提出書類の準備、また法的要求のご説明もさせて頂き、サービスをご提供致します。

肥料備案の品種 （作業開始から届け出完了まで約2カ月）

大量要素水溶肥料	農業用塩化カリウムマグネシウム
中量要素水溶肥料	複合肥料
微量要素水溶肥料	混合肥料
農業用硫酸カリウムマグネシウム	

必要書類

日本で販売しているラベル、販売証明証、
また肥料メーカーの登記簿謄本の認証し提出。
その他製品の必要情報をオンラインの申請フォームで埋め、
もしさらに必要な情報がある場合は、
別途補充をお願い致します。

肥料登記の品種 （作業開始登記完了まで約18カ月）

アミノ酸水溶肥料	尿素硝安液肥
微生物肥料	農業用硝酸カリウム
（新しい菌を含まない）	農業用改良性硝酸アンモニウム
有機肥料	農業硝酸カルシウムアンモニウム
中量要素肥料	徐放性肥料
腐食酸肥料	農業用硫酸マグネシウム
土壌改良肥料	保水材
微量元素肥料	微生物肥料（新しい菌を含む）

必要書類

1. 申請書
2. 製品安全性資料
3. 製品田间試験報告
4. 製品執行標準
5. 製品ラベル
6. 企業及び製品基本情報、生産企業の企業基本情報資料
7. 肥料サンプル
8. 代理販売契約書
9. 質量検束設備に関する資料
10. 設備（検査機器を含む）写真などの資料

